



新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金

募集期間

2020年6月30日から2020年7月31日まで

目的

この支援金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、事業者が取り組む「新しい生活様式に対応した感染予防の設備整備等」を支援するものです。受付期間6月30日(火)～7月31日(金)です。予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。その場合は、受付終了の概ね1週間前に県ホームページ等でお知らせします。

支援内容

▼対象経費

令和2年4月1日から申請日までに支払った新型コロナウイルス感染予防に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入等に関する経費。

ただし、「衛生用品」（マスク等）のみの経費は支給対象外です。

※国等が行う支援制度に申請した（又は今後申請予定の）経費は対象になりません。

対象項目（※詳細は、別表2を参照してください。）

(1) 衛生設備

飛沫感染防止パネル、透明ビニールカーテン、ソーシャルディスタンス確保を目的としたサイン、消毒設備、換気扇、空気清浄機（ウイルス対策可能なもの）、換気機能や空気清浄機能（ウイルス対策可能なもの）を持つエアコン、非接触体温計、セルフレジ、キ

ャッシュレス化対応機器など

(2) 衛生用品

フェイスシールド、ガウン、エプロン、防護服、マスク（マスクケース含む）、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、ディスポ手袋、洗浄剤・漂白剤 など

※（2）単独での申請は認められません

支援規模

▼支給額

一事業者あたり5万円～20万円〔補助率 10分の10〕

※要件を満たす総額5万円以上の経費（税抜）について、20万円を上限に実費（実際に支払った金額）を支給します。

※支援金は、7月中旬から順次支給する予定です。

対象者の詳細

▼対象者

以下の要件の全てを満たす者を対象とします。

(1)

新潟県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主であること。（社団法人、財団法人、NPO法人等を含む）

(2) 県民に直接サービスを提供する施設を有する下記の業種であること。

（飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、教育・学習支援業、その他サービス業（集会

場）※詳細は別表1のとおり）

(3) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同

条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記

の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

対象地域



お問い合わせ

新潟県 三密対策支援金センター

〔受付時間〕 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

〔電話番号〕 025-282-1759

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金